

## 真庭市社会福祉協議会 個人情報取扱方針

### 「真庭つながり促進事業」に関する個人情報取扱業務概要説明書

真庭市から社会福祉法人 真庭市社会福祉協議会(以下、「本会」という。)が委託を受けて実施する「真庭つながり促進事業(以下、「本事業」という。)」において、本会個人情報保護規程第 5 条に基づく個人情報取扱方針(個人情報取扱業務概要説明書)は次のとおりです。

#### ①個人情報の種類

- 本事業において、「真庭つながり促進事業 購入費キャッシュバック申込書」へ記載された申請者の氏名・住所・電話番号・FAX 番号・振込先金融機関情報・口座名義人とします。

#### ②個人情報の利用目的

- 本事業において、購入費キャッシュバックの手続きを行うために必要となる個人情報を利用します。

#### ③個人情報の利用方法

- 本会は取得した個人情報を上記利用目的のために利用します。
- 本会は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、上記利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱わないものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人に同意を得ることなく、上記利用目的の範囲を超えて、個人情報を取扱うことができるものとしますが、その際には取扱い範囲を真に必要な範囲に限定するものとします。
  - (1) 法令等に定めがあるとき。
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 本会は、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。
- 本会は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人情報を、確実かつ速やかに破棄または削除するものとします。

#### ④個人情報の提供方法

□本会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しないものとします。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。



<真庭市社会福祉協議会のイメージキャラクター「きょうちゃん」>